

阿南工業高等専門学校保護者面談実施要項

(令和7年6月23日)

(要項第 6 号)

(目的)

第1条 保護者（ただし留学生、休学者の保護者を除く。）と学級担任は保護者面談を実施する。この目的は、保護者と学級担任が学生の学習指導及び生活指導に関する情報共有を行い、今後の教育成果の向上に資することである。

(実施期間)

第2条 保護者面談実施期間は、以下の期間を目安とする。

- ・前期：7月第1週
- ・後期：12月第3週
- ・学年末：3月第2週

(対象者)

第3条 保護者面談の対象者は、以下のとおりとする。

- ・前期：本科1～5年生の保護者
- ・後期：本科1～5年生の保護者
- ・学年末：本科新5年生の保護者

(実施体制・方法)

第4条 保護者を対象に、各学級担任教員との個人面談もしくは3者面談（希望のある家庭、担任からの要請がある家庭）を教員室等で実施する。

- 2 出欠調査や時間調整などは、担任教員よりLMSのアンケート機能等を用いて実施する。
- 3 面談の中で保護者から寄せられた意見及び質問等を取り纏める。
- 4 教務係が担任より、保護者面談実施状況・保護者からの意見及び質問を集約する。

(活用・報告方法)

第5条 教務委員会で保護者面談実施状況・保護者からの意見及び質問を報告し、改善を要する事項があれば審議する。

- 2 各コース等主任が、コース会議等で情報共有し、教育改善等に活用する。

附則

この規則は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。